

令和3年8月4日

丸亀城石垣復旧専門部会  
会長 山中 稔 様

丸亀市教育委員会  
教育部文化財保存活用課  
課長 東 信男

## 意見に対する丸亀市の考え

令和3年度 第4回丸亀城石垣復旧専門部会における議題「帯曲輪西面石垣（C面・G面）の解体範囲の変更について」丸亀城石垣復旧専門部会（書面会議）開催要領により、丸亀市の考えをまとめました。

標記の議題について、全委員5名から別添の通り意見書の提出がありました。  
結果は、全委員が石垣の解体範囲の追加について、  
①三の丸坤櫓西石垣（C面）、  
②帯曲輪西石垣（G面）  
とも提案のとおり了承するというものです。

今回の書面決議の結果に従って作業を進め、丸亀城三の丸・帯曲輪石垣の復旧に万全を期して取り組みます。

また、各委員からいただいた、本議題や当事業全体に関わる考え方、要望・提案、感想等のコメントを、事業に活かしてまいります。

丸亀城石垣復旧専門部会  
会長 山中 稔 様

## 意見書

令和3年度 第4回丸亀城石垣復旧専門部会における議題「帯曲輪西面石垣の解体範囲の変更について」以下のとおり回答します。

石垣解体範囲の変更に関するご意見・修正を要する点

解体範囲の変更について		回答
①	三の丸坤櫓西石垣（C面）	◎
②	帯曲輪西面石垣（G面）	◎

回答の凡例

◎	範囲の追加について、提案のとおり了承する。
○	解体範囲の修正を条件に、解体範囲の追加を了承する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
△	解体範囲の修正を行い、内容を確認後にあらためて諾否を検討する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
×	解体範囲の追加は了承できない。

コメント

C面およびG面の解体範囲の変更について、提案のとおり了承いたします。

丸亀城石垣復旧専門部会  
会長 山中 稔 様

## 意見書

令和3年度 第4回丸亀城石垣復旧専門部会における議題「帯曲輪西面石垣の解体範囲の変更について」以下のとおり回答します。

石垣解体範囲の変更に関するご意見・修正を要する点

解体範囲の変更について		回答
①	三の丸坤櫓西石垣（C面）	◎
②	帯曲輪西面石垣（G面）	◎

回答の凡例

◎	範囲の追加について、提案のとおり了承する。
○	解体範囲の修正を条件に、解体範囲の追加を了承する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
△	解体範囲の修正を行い、内容を確認後にあらためて諾否を検討する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
×	解体範囲の追加は了承できない。

コメント

今回ご提案の追加解体は安全な工事の遂行上、必要であると考えられますので、すべて了承いたします。

丸亀城石垣復旧専門部会  
会長 山中 稔 様

## 意見書

令和3年度 第4回丸亀城石垣復旧専門部会における議題「帯曲輪西面石垣の解体範囲の変更について」以下のとおり回答します。

石垣解体範囲の変更に関するご意見・修正を要する点

解体範囲の変更について		回答
①	三の丸坤櫓西石垣（C面）	◎
②	帯曲輪西面石垣（G面）	◎

回答の凡例

◎	範囲の追加について、提案のとおり了承する。
○	解体範囲の修正を条件に、解体範囲の追加を了承する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
△	解体範囲の修正を行い、内容を確認後にあらためて諾否を検討する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
×	解体範囲の追加は了承できない。

コメント

現場の安全確保を最優先に進めてください。  
先々の作業工程の中で、今回の作業がどのような位置にあるのかを確認しながら進めてください。

丸亀城石垣復旧専門部会  
会長 山中 稔 様

## 意見書

令和3年度 第4回丸亀城石垣復旧専門部会における議題「帯曲輪西面石垣の解体範囲の変更について」以下のとおり回答します。

石垣解体範囲の変更に関するご意見・修正を要する点

解体範囲の変更について		回答
①	三の丸坤櫓西石垣（C面）	◎
②	帯曲輪西面石垣（G面）	◎

回答の凡例

◎	範囲の追加について、提案のとおり了承する。
○	解体範囲の修正を条件に、解体範囲の追加を了承する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
△	解体範囲の修正を行い、内容を確認後にあらためて諾否を検討する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
×	解体範囲の追加は了承できない。

コメント

議題1と2について、解体範囲を提案のとおり了承します。  
なお、作業に伴い落石などの危険性が生じた場合には、石材撤去などの判断は丸亀市に一任します。

丸亀城石垣復旧専門部会  
 会長 山中 稔 様

## 意見書

令和3年度 第4回丸亀城石垣復旧専門部会における議題「帯曲輪西面石垣の解体範囲の変更について」以下のとおり回答します。

石垣解体範囲の変更に関するご意見・修正を要する点

解体範囲の変更について		回答
①	三の丸坤櫓西石垣（C面）	◎
②	帯曲輪西面石垣（G面）	◎

回答の凡例

◎	範囲の追加について、提案のとおり了承する。
○	解体範囲の修正を条件に、解体範囲の追加を了承する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
△	解体範囲の修正を行い、内容を確認後にあらためて諾否を検討する。 （修正箇所・修正内容はコメントのとおり）
×	解体範囲の追加は了承できない。

コメント

- ・三の丸坤櫓西石垣（C面）の追加解体にあたり、特にC39-50の取り外しについては、前面にあるNC面石垣の変形状況も確認しながら慎重に進めてください。